令和６年２月１６日付け監査委員告示第１号公表分

⑴　健康福祉部

こども政策課（健康福祉部こども支援課（当時））

監査の結果	法令に基づく適正な債権管理について 児童手当過年度返還金については、児童手当法第１３条の規定に基づき、返還対象となる児童手当の支給を、その後に支払うべき児童手当の内払とみなす支払調整を行っている。 当該処分は相手方に対する不利益処分となるため、行政不服審査法第８２条の規定に基づく不服申立てに係る教示及び行政事件訴訟法第４６条の規定に基づく処分の取消しの訴えに係る教示を記して通知すべきところ、これがなされていなかった。 一方で、不利益処分とはならない児童扶養手当過年度返還金に係る督促状には、これらの教示を記して通知していた。 その他の未収金に係る事務についても総点検を行い、法令に基づく適正な債権管理を徹底されたい。
措置の内容	児童手当過年度返還金における支払調整に係る通知については教示を記すよう、また、児童扶養手当過年度返還金に係る督促状については、不要である教示を削除した。 その他未収金にかかる事務についても総点検を行い、こども政策課内における債権管理マニュアルを作成した。今後法令に基づく適正な債権管理を徹底していく。

⑵　教育総務部

生涯学習課（教育委員会事務局生涯学習課（当時））

監査の結果	市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について 津市青少年センター利用者に配付する市営駐車場駐車券については、令和元年度末では３８万７，４００円の残高であったものが、令和４年度末では１６６万９，２００円となっており、３年間で１２８万１，８

	００円分増加していた。 　駐車券が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実績が５０万２，４００円であったのに対し、１７８万４，２００円分を購入したことによるものである。 　市営駐車場駐車券は金銭的な価値を有しており、公金と同等の適正な管理が求められることから、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底されたい。
措置の内容	駐車券に係る令和６年度予算を皆減するとともに、適正な管理を行ったことにより、令和６年度末時点の残高は、７０万３，３００円まで減少した。 　引き続き、駐車券の現有残高と使用見込みを見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底していく。